特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	物価高騰生活支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、物価高騰生活支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯) に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1 特定個人情報ファイル	た取り扱う事務					
①事務の名称	物価高騰生活支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)に関する事務					
	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、物価高騰生活支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)を実施し、市民の生活を支援する。					
②事務の概要	(特定個人ファイルを取り扱う事務の内容) 「低所得者支援及び定額減税を補足する給付について」(令和5年12月14日(内閣官房令和5年経済対策 給付金等事業企画室、内閣府地方創生推進室、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡) による令和6年度住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給要件の妥当性を判定 する事務を行う。					
	(システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能					
③システムの名称	物価高騰生活支援給付金システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
(1)宛名・口座特定個人情報フ 係情報	アイル (2)(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)特定個人情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル関					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第135項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号)第10条(「公的給付金」に指定)					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項					
5. 評価実施機関における						
①部署	保健福祉部 福祉総務課					
②所属長の役職名	保健福祉部 福祉総務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	郵便番号 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 総務部総務課 0594-24-1131					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 保健福祉部 福祉総務課 生活支援給付金窓口 050-1750-2668					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		16年6月3日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			: : :及び重点項目評価書 :及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを		[]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O] Þ	引部監査 [] 外	部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分に行ってい。 3)十分に行ってい	る			

変更箇所

1 日本の日本	変更箇所					
13個人番号の利用	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1 4情報提供ネットワークシス ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 事後 事後	令和6年9月25日	I 3個人番号の利用	ための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表	ための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表	事後	
	令和6年9月25日	ノムによる旧刊注法	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表160の項	事後	